

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	観光振興課
委 託 業 務 名	大津市観光ホームページ運営等業務
委 託 業 務 場 所	大津市内全域
概 要	観光ホームページの運営等に関する業務
契 約 期 間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
契 約 年 月 日	令和 7 年 4 月 1 日
契 約 金 額	3, 5 2 0, 0 0 0 円
契約の相手方	〔所在地〕 大津市御陵町 2 番 3 号 〔名 称〕 公益社団法人びわ湖大津観光協会
契約相手方の選 定 理 由	本業務は、本市観光ウェブサイトを活用して情報発信を行うことにより、大津市の認知度、観光集客力の向上を目指している。 公益社団法人びわ湖大津観光協会については、大津市全域の観光情報を集約・発信してきた実績から、①大津市の観光情報の蓄積、②当該事業に関するノウハウの蓄積、③パンフレットなどの情報発信ツールの保有という、当該事業に不可欠な要素を備えているという点において唯一の団体であるため、随意契約の相手方として指名する。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 2 号 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

- （注意） 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
- 2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。